

兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、兵庫県の区域（建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）を置く市の区域を除く。）における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）の同項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）、法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の法第30条第1項並びに法第31条第1項の規定に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づくその性能確保計画の変更が省令第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面（以下「性能確保計画軽微変更該当証明書」という。）並びに法第29条の規定に基づくその性能向上計画の変更が省令第25条の軽微な変更該当していることを証する書面（以下「性能向上計画軽微変更該当証明書」という。）の交付を求める申請並びにその他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(知事が必要と認める図書等)

第2条 適合性判定の申請について要綱第6条第1項第2号により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 添付図書一覧表（様式1）
- (2) 申請手数料算定表（様式2）
- (3) 法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の場合にあつては、次に掲げるもの
 - ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）
 - イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表
- (4) 性能向上計画認定を受けた性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物に係る適合性判定の申請にあつては、当該性能向上計画認定の通知書の写し及び申請書の写し

2 性能向上計画認定の申請について要綱第6条第2項第5号により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 添付図書一覧表（様式4）
 - (2) 申請手数料算定表（様式5）
 - (3) 要綱第3条に掲げる書面が添えられない場合にあつては、申請書の副本に省令第20条第1項、省令第23条第2項又は省令第26条に規定する図書のうち必要なものを添えたものの写し
 - (4) 法第30条第2項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出をする場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3又は第2条に規定する確認申請書の副本に図書及び書類を添えたもの）の写し
 - (5) 法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請の場合にあつては、次に掲げるもの
 - ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）
 - イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表
- 3 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号。以下「手数料条例」という。）別表第4第67の部(2)の款、(3)の款、(5)の款又は(6)の款に規定する変更部分の床面積の合計の算定方法は、変更部分の床面積の算定方法（別紙）によることとする。

第3条 削除

（申請の時期）

第4条 性能向上計画認定の申請（法第29条第1項の規定に基づく申請であつて法第29条第3項の規定を適用しようとするものを除く。）は、当該計画に係る法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能（以下「エネルギー消費性能」という。）の一層の向上のための建築物の新築等（エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への同号に規定する空気調和設備等（以下「空気調和設備等」という。）の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）の工事に着手する前に行わなければならない。

（申請に係る図書の提出）

第5条 知事に性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請をしようとする者は、様式7による申請書の正本1通及び副本2通に、省令第4条第1項に規定する図書及び第2条第1項に規定する図書を添えて提出しなければならない。この場合、第2条第1項

第3号において「法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請」とあるのは、「性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請」と読み替える。

- 2 性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請をしようとする者は、様式8による申請書の正本1通及び副本1通（要綱第3条に掲げる書面が添えられない場合にあっては副本2通）に、省令第26条に規定する図書及び第2条第2項に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。この場合、第2条第2項第5号において「法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請」とあるのは、「性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請」と読み替える。

（書類の提出）

第6条 法第11条第1項若しくは第2項、法第12条第2項若しくは第3項、法第29条第1項、法第31条第1項、及び省令第13条又は省令第28条の規定に基づく申請若しくは通知の提出先又は送付先は、まちづくり部建築指導課とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第7条 省令第82条の規定に基づき、所管行政庁が定める方法は、次に掲げるコンパクトディスクのうち、書き換え不能かつ表面が印刷可能なもので、県所管部署所有の電子計算機で読み込めるものに記録する方法とする。

- (1) 磁気ディスク表面に、年度、建築物名称、建築物所在地の市町名を印字したものであること。
- (2) 記録ファイルの形式はPDF形式とし、1ファイルのサイズはおおむね10メガバイト以内としたものであること。
- (3) 記録ファイルの名称は、通し番号を文頭につけた後に個別名称を簡潔に記載したものであること。

（登録性能判定等機関への審査依頼）

第8条 知事は、適合性判定の申請、性能向上計画認定の申請（要綱第3条に掲げる書面が添えられたものを除く。）又は性能確保計画軽微変更該当証明書若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請がなされた場合にあっては、適合性判定、性能向上計画認定又は性能確保計画軽微変更該当証明書若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書に係る審査を登録性能判定等機関に依頼することができる。

（性能向上計画の通知）

第9条 知事は、法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により性能向上計画を通知する場合は、様式9による通知書を添えて行うものと

する。

- 2 建築主事等は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項の規定により、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、知事に対して様式10による確認済証を交付するものとする。
- 3 建築主事等は、法第30条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項の規定により、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、知事に対して様式11による通知書を交付するものとする。
- 4 建築主事等は、法第30条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項の規定により、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、知事に対して様式12による通知書を交付するものとする。
- 5 建築主事等は、第1項により通知された性能向上計画の申請書（その添付図書を含む。以下この条及び次条において同じ。）に不備があり、又は当該申請書の記載事項に不明確な点があるときは、知事に対して様式13による通知書を交付するものとする。

（性能向上計画認定の申請に関する追加説明等）

- 第10条 まちづくり部建築指導課長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき又は申請書に不備があり、若しくは申請書の記載事項に不明確な点があるときは、申請者に対して、様式14による通知書により申請書の補正又は追加説明を求めるものとする。
- 2 まちづくり部建築指導課長は、前条第4項又は第5項による通知書の交付があったときは、前項の規定を準用するものとする。

（標準処理期間）

- 第11条 性能向上計画認定の申請の審査に係る標準的な処理期間は、次の各号に定めるものとする。ただし、休日並びに補正及び追加説明に要する日数は含まない。
- (1) 一戸建ての住宅に関する申請にあつては、当該申請書を受理した日から21日、それ以外の申請にあつては、当該申請書を受理した日から28日
 - (2) 当該認定の申請に係る要綱第3条に規定する書面を添付している場合にあつては、第1号の期間から14日を減じた期間
 - (3) 法第30条第2項の規定の適用がある場合においては、前各号による期間に、当該申請に係る建築物が建築基準法第6条第1項第3号に掲げるものにあつては7日、それ以外のものにあつては35日を加えた期間

第12条 削除

第13条 削除

(軽微変更該当証明書の交付)

第14条 知事は、性能確保計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能確保計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式18による証明書を副本に添えて交付するものとする。

- 2 知事は、性能向上計画軽微変更該当証明書の交付を求める申請に係る性能向上計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式19による証明書を副本に添えて交付するものとする。

(認定しない旨の通知)

第15条 知事は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その旨及びその理由を記載した様式20による通知書を当該申請者に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第16条 申請者は、適合性判定又は性能向上計画認定の申請を取り下げようとするときは、様式24による申出書を知事に提出するものとする。

第17条 削除

(報告の徴収)

第18条 法第15条第1項の規定により知事が建築主等（法第2条第1項第4号に定める建築主等をいう。以下同じ。）に対して、法第10条第1項に規定する性能基準に適合させなければならない建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式28による報告書とする。

- 2 知事から法第11条第6項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付を受けた者は、同条第2項に規定する計画の軽微な変更（省令第28条の規定に基づく書面の交付を受けた計画の軽微な変更を除く。）を行ったときは、様式34による報告書の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。
- 3 性能向上計画認定を受けた者は、認定を受けたエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、様式30による報告書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、建築士による工事監理報告書又はこれ

に代わる図書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、知事に提出しなければならない。

- 4 性能向上計画認定を受けた者は、前項により難しい場合は、様式31による報告書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、工事施工者によるエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の施工状況に関する報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、知事に提出しなければならない。
- 5 法第32条により知事が性能向上計画認定を受けた者に対して、認定を受けた性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式32による報告書とする。
- 6 性能向上計画認定を受けた建築物の所有者が、その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、様式33による届出書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えたものを、知事に届け出るものとする。
- 7 知事から適合判定通知書の交付を受けた者又は性能向上計画認定を受けた者は、当該適合性判定に係る建築物の新築、増築若しくは改築又は当該性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了するまでの間に適合性判定の計画書又は性能向上計画の申請書の第2面の記載事項に変更があった場合においては、様式36の2による届出書の正本1通及び副本1通を知事に届け出るものとする。
- 8 前各項の報告書又は届出書は、まちづくり部建築指導課に提出するものとする。

第19条 削除

(指示・命令等)

第20条 知事が法第13条第1項の規定に基づき違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式37による命令書とする。

- 2 知事が法第33条の規定に基づき性能向上計画認定に係る建築物の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式40による命令書とする。

(取消しの通知)

第21条 知事は、法第34条の規定に基づき法第30条第1項の認定を取り消したときは、様式41による通知書により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとする。

(判定等の証明)

第22条 知事から適合判定通知書の交付を受けた適合性判定又は性能向上計画認定の申請に係る台帳記載事項の証明書の交付を求める場合は、それぞれ、様式42による証明願又は様式43による証明願の正本1通及び副本1通を知事に提出するものとする。

- 2 前項の証明願は、まちづくり部建築指導課に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領に係る別に定めるものについて等の廃止)

- 2 「兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領に係る別に定めるものについて」(平成30年1月1日付け建指第1672号)及び「変更床面積算定要領」(平成30年1月1日施行)は、廃止する。

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

変更部分の床面積の算定方法

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号。以下「手数料条例」という。）別表第4の67の部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する手数料）の(2)の款の変更部分の床面積（同部の(5)の款の変更しようとする部分の床面積を含む。）及び同部の(3)の款の変更部分の床面積（同部の(6)の款の変更した部分の床面積を含む。）は、次により算定する。

第1 次の各号に掲げる面積の合計を変更部分の床面積の合計とする。

(1) 評価方法、建築物の面積の増減等の変更

次の表の変更欄に掲げる変更の区分に応じ同表の面積欄に掲げる面積の合計

	変更	面積
ア	評価方法の変更（非住宅部分の評価に使用するモデルの変更（集会所モデルにおける「計算対象室用途」の変更を含む。）を含む。）	評価方法の変更部分（算定対象外及び評価対象外の部分を含む。）の床面積（評価に使用するモデルの変更部分の床面積を含む。）
イ	建築物の床面積が増加又は減少する変更	増加部分又は減少部分（算定対象外及び評価対象外の部分を含み、アの部分を除く。）の床面積。ただし、増加部分と減少部分がある場合は、それぞれの部分の床面積の合計
ウ	平面計画の変更により、変更前の室と変更後の室の対比が困難な部分として申請者が申し出る部分における変更	申請者が申し出る部分の床面積（ア及びイの部分を除く。）

(2) 室用途等、外皮及び設備の変更

前号による変更に係る部分を除いた建築物の部分（以下「第1号以外の部分」という。）において、変更する室（変更した室を含む。以下同じ。）の床面積の合計に変更割合（外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備及び給湯設備のうち、第1号以外の部分において評価の変更をするものの数を第1号以外の部分の変更前及び変更後のエネルギー消費性能の評価において評価を要するものの数で除した値をいう。）を乗じて得られる面積

ここで、変更する室とは、室用途等（建築物の用途並びに室の仕様のうち、用途、面積、天井高及び室指数（室の間口及び室の奥行を含む。）をいう。以下同じ。）の一以上の変更又は外皮、空気調和設備（外皮を除く。以下同じ。）、機械換気設備、照明設備若しくは給湯設備の一以上についての評価の変更（エネルギー消費性能の算出に用いる仕様・数量等の変更に伴うものをいう。以下同じ。）を要する室をいう。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる室は、変更する室としない。

(ア) 変更前、変更後のいずれにおいても外皮、空気調和設備、機械換気設備、照明設備

及び給湯設備の全てについて、エネルギー消費性能の評価に影響しない室

(イ) 第1号以外の部分における、変更に係る全ての室が室用途等の変更のみの場合の当該室

なお、次の(ア)から(エ)までに掲げる変更にあつては、それぞれに定めるところによる。

(ア) 方位の変更 外皮の変更としない。

(イ) 外皮の変更 変更する外皮を有する室を変更する室とする。

(ウ) 給湯の変更 給湯箇所（給湯栓設置箇所）の室を変更する室とする。

(エ) 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプの変更 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプを設置する室を変更する室とする。

第2 第1の変更部分の床面積の合計が0㎡の場合であつて、計画の変更が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第1の規定にかかわらず、変更部分の床面積の合計を300㎡未満とする（「変更部分の床面積の合計を300㎡未満とする」とは、手数料条例における変更部分の床面積の合計が300㎡未満のものとの区分を適用することをいう。）。

(1) 方位、階高の変更

(2) 昇降機、太陽光発電設備、コージェネレーション設備の変更

(3) 二次ポンプを有する熱源又は二次ポンプのうち、屋外に設置されるものの変更

(4) 室用途等のみの変更

(5) その他エネルギー消費性能の評価に影響する変更

【解説】

・「建築物のエネルギー消費性能の算出に用いる仕様・数量等の変更」とは、エネルギー消費性能を計算するプログラムを使用する場合にあつては、計算結果に影響する入力項目についての入力値（数値、文字等）の変更をいい、計算結果が変わらない入力値の変更を含む。

・「変更前及び変更後のエネルギー消費性能の評価において評価を要するものの数」とは、

変更前の計算を要する項目：換気設備、照明設備

変更後の計算を要する項目：外皮、空気調和設備、照明設備

である場合、

変更前及び変更後の計算を要する項目：外皮、空気調和設備、換気設備、照明設備となり、その数は4となる。